

一般社団法人新潟県建築士事務所協会登録事務等事務取扱要領

平成21年4月 1日制定

平成25年4月 1日改正

平成27年6月25日改正

一般社団法人新潟県建築士事務所協会登録等事務規程（以下「規程」という。）第8条に定める一般社団法人新潟県建築士事務所協会登録事務取扱要領は次のとおりとする。

第1条 新規・更新登録の申請

一級・二級・木造建築士事務所の登録を受けようとする者（ただし、建築士法（以下「法」という。）第7条の絶対的欠格事由及び第8条の相対的欠格事由に該当する者は除く。）は、次に掲げる書類を提出する。

なお、登録を更新する場合は、有効期間満了の日前30日迄に申請書等を提出するものとする。

1) 提出書類

(1) 法令提出書類

第五号書式（第20条関係）

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 建築士事務所登録申請書 | (第一面) |
| ② 〃 | (第二面) 所属建築士名簿 |
| ③ 〃 | (第三面) 役員名簿 |
| ④ 業務概要書 | (添付書類(イ)) |
| ⑤ 略歴書（登録申請者） | (添付書類(ロ)) |
| ⑥ 略歴書（管理建築士） | (添付書類(ロ)の2) |
| ⑦ 管理建築士講習の修了証の写し | |
| ⑧ 誓約書 | (添付書類(ハ)) |
| ⑨ 返送先 | |
| ⑩ 定款の写し | (法人の場合) |
| ⑪ 登記事項証明書(商業登記簿謄本) | (法人の場合) |

(2) 必要に応じ提出を求める書類

- ① 管理建築士の専任制が確認できる書類

2) 登録申請書の受付

登録申請書の受付は、規程第4条の事務所登録事務を行う事務所（以下「事務所」という。）で行う。

ただし、必要に応じて一般社団法人新潟県建築士事務所協会が指定する方法で申請することも可とする。

3) 登録申請書の審査・受理

登録申請書を受けたときは、次の次項について審査し、適合するものを受理する。ただし、提出された申請書に不備を認めたときは補正（訂正箇所を捺印）させる。

- ①申請者本人で、かつ登録申請の資格者であること
②必要な記載事項及び添付書類のもれていることがないこと
③所定の申請手数料が払い込まれていること

4) 事務所の登録等

登録申請書が前項の審査事項に適合すると認められたときは、建築士事務所登録簿に登録するとともに、登録申請書（正本、副本）の第五号書式の※登録年月日及び登録番号に、登録年月日及び登録番号を記入し、登録申請書（副本）を登録申請者に交付する。

5) 登録更新者への通知等

登録している建築士事務所の開設者に対して、登録期限満了の通知を同期間満了日の60日前に行うものとする。

第2条 登録事項の変更届出

前条規定による登録事項に変更が生じた場合においては、変更があった日から2週間以内に、また所属建築士については30日以内に変更届出書に必要な書類を添えて提出するものとする。

1) 提出書類

(1) 事務所の名称又は所在地変更の場合

- ① 一級・二級・木造建築士事務所登録事項変更届

- ② 登記事項証明書(商業登記簿謄本) (法人の場合)
- (2) 登録申請者の変更の場合
 - ① 一級・二級・木造建築士事務所登録事項変更届
 - ② 略歴書(登録申請者) (添付書類(ロ))
 - ③ 誓約書 (添付書類(ハ))
 - ④ 登記事項証明書(商業登記簿謄本) (法人の場合)
 - ⑤ 戸籍謄本 (個人で改正・改名の場合)
- (3) 法人の役員変更の場合
 - ① 一級・二級・木造建築士事務所登録事項変更届
 - ② 別紙1(第43条関係) 役員名簿
 - ③ 登記事項証明書(商業登記簿謄本) (法人の場合)
- (4) 管理建築士変更の場合
 - ① 一級・二級・木造建築士事務所登録事項変更届
 - ② 略歴書(管理建築士) (添付書類(ロ)の2)
 - ③ 管理建築士講習の修了証の写し
 - ④ 別紙2(第43条関係) 所属建築士名簿
- (5) 所属建築士の変更
 - ① 一級・二級・木造建築士事務所登録事項変更届
 - ② 別紙2(第43条関係) 所属建築士変更事項

2) 登録の実施等

登録事項の変更届出に係る、受付、審査・受理、登録等については、第1条 2)、3)、4) に準じて処理を行い、変更事項を登録簿に記載し、変更届副本を建築士事務所の開設者に送付する。

第3条 廃業の届出

建築士事務所の開設者が次に該当することとなった場合、それぞれに該当する者は、30日以内に「一級・二級・木造建築士事務所廃業届」に登録済副本を添えて届出するものとする。

1) 届出者

- (1) 建築士事務所にかかる事業を廃業したとき…………… 開設者
- (2) 建築士事務所の開設者が死亡したとき…………… 相続人
- (3) 建築士事務所の開設者が破産したとき…………… 破産管財人
- (4) 法人が合併により解散したとき…………… 役員であった者
- (5) 法人が破産又は合併以外の事由により解散したとき…… 清算人
- (6) 登録区分の変更(個人⇔法人)(一級⇔二級⇔木造) …… 開設者

2) 登録の実施等

廃業等の届出があったときは、提出された書類について確認及び照合をおこない、建築士事務所の登録を抹消し、廃業等の届出副本を届出者に送付する。

第4条 登録情報の電算化及び報告

- 1) 登録された建築士事務所について、登録情報の電算化を行い、新潟県知事にデータを提出する。
- 2) 建築士事務所登録状況及び建築士事務所登録申請受付状況について、新潟県知事に報告する。

附 則

この要領は、新潟県知事の認可を受けた日(平成21年 4月 1日)より施行する。

附 則

この要領は、新潟県知事の認可を受けた日以降の一般社団法人の登記した日より施行する。

附 則

この要領は、改正建築士法が施行される日(平成27年6月25日)より施行する。

正 副

一級
二級
木造

建築士事務所登録申請書

（第一面）

〔記入注意〕

- 1 該当するものを○で囲んでください。ただし、※印欄は、記入しないでください。
- 2 登録申請者氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3 □のある欄は、該当する□の中に「レ」印又は■を、付けてください。
- 4 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入して下さい。
- 5 ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。
- 6 第三面は、登録申請者が法人の場合のみ、提出してください。

※手数料欄

平成 年 月 日
手数料納入済

一級 ￥15,000-
二級 ￥10,000-
木造 ￥10,000-

一級
二級 建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。
木造

平成 年 月 日 登録申請者氏名 印

新潟県指定事務所登録機関
一般社団法人新潟県建築士事務所協会 様

建 事 務 所	フリガナ 名 称				
	所在地	〒 -			
	電話 () - FAX () -	建築士事務所			
登 録 申 請 者	個人 あるとき	フリガナ 氏 名	建築士の 資格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	
		住所	〒 - 電話 () - FAX () -		
	法人 あるとき	フリガナ 名 称			
		事務所 所在地	〒 - 電話 () - FAX () -		
建 築 士 事 務 所 管 理 者	フリガナ 氏 名	登録番号			
	一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/>	登録を受けた都道府県 名(二級建築士、木造 建築士の場合)		
	管理建築士講習を 修了した年月日	平成 年 月 日	修了証番号		
現 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号	平成 年 月 日	新潟県知事登録 () 第 号	※ 審 査		
新 規 更 新 □ □	※登録年月日 及び登録番号	平成 年 月 日 新潟県知事登録 () 第 号			

※
上記申請書記載事項を適当と認め、建築士法第23条の3第1項の規定により一・二級・木造建築士事務所登録簿に登録する。

登録有効期間 平成 年 月 日まで

(第三面)
役員名簿

※申請者が法人である場合のみ提出してください。

ふりがな 氏 名	役 名	生 年 月 日
男・女		大正昭和 平成 年 月 日
男・女		大正昭和 平成 年 月 日
男・女		大正昭和 平成 年 月 日
男・女		大正昭和 平成 年 月 日
男・女		大正昭和 平成 年 月 日
男・女		大正昭和 平成 年 月 日
男・女		大正昭和 平成 年 月 日
男・女		大正昭和 平成 年 月 日
男・女		大正昭和 平成 年 月 日
男・女		大正昭和 平成 年 月 日
男・女		大正昭和 平成 年 月 日
男・女		大正昭和 平成 年 月 日
男・女		大正昭和 平成 年 月 日
男・女		大正昭和 平成 年 月 日
男・女		大正昭和 平成 年 月 日
男・女		大正昭和 平成 年 月 日

※上記にすべての役員が記入できない場合は、別紙の有無を、有の□枠の中に「レ」、または■にして、この用紙に書ききれない部分を別紙に記入して添えてください。 別紙 有□ 無□

略 歴 書

<登録申請者>

[記入注意]

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
1年以上空白の期間が生じる場合は「無職」、「開設準備中」等と記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名		印	生年月日	
建 築 士 の 資 格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	登 録 番 号		登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名		卒 業 ・ 修 了 ・ 中 退 の 別
職 歴	期 間 年月 ~ 年月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名	

略 歴 書

<管理建築士>

[記入注意]

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
1年以上空白の期間が生じる場合は「無職」、「開設準備中」等と記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名		印	生年月日	
建 築 士 の 資 格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	登 録 番 号		登録を受けた都 道府県名（二級 建築士又は木造 建築士の場合）
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名		卒 業 ・ 修 了 ・ 中 退 の 別
職 歴	期 間 年月 ~ 年月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名	

添付書類 (ハ)

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

登録申請者の氏名又は名称 印
(署 名)

新潟県指定事務所登録機関

一般社団法人新潟県建築士事務所協会長 様
記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 禁錮刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- 6 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消の原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消の日から起算して5年を経過しないもの）
- 7 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 8 暴力団員による不当に行爲の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第に条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（4に該当する者を除く。）

- [記入注意]
- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。また押印は省略できません。（法人の場合は法人登記登録印、個人の場合は認印）
 - 2 3から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

登録処理終了後、建築士法施行細則第20条第1項及び同条第2項の規定により登録済副本を返付しますので、下欄に宛先を正確に記載して下さい。

返付先 住所	郵便番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
返付先 氏名もしくは 法人名	

一級
二級 建築士事務所登録事項変更届
木造

私は、このたび下記のとおり登録事項に変更を生じたので建築士法第23条の5第1項、同条の5第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

申請者住所

申請者氏名

印

新潟県指定事務所登録機関

(法人にあつては名称、代表者の役職名、氏名)

一般社団法人新潟県建築士事務所協会会長 様

登録年月日及び 登録番号		平成 年 月 日	新潟県知事 登録 ()第 号	
更 事 項		従前の登録事項	変更 有 無	変更後登録事項
建築士事務所	ふりがな 事務所の名称		有 無	
	事務所の所在地	〒 [電話 () -] [FAX () -]	有 無	〒 [電話 () -] [FAX () -]
登録申請者	個人 ふりがな 氏 名		有 無	(※改姓・改名による氏名変更があった場合に限る)
	法人 ふりがな 法人名称		有 無	
	法人の役員		有 無	別紙1のとおり
	所 在 地	〒 [電話 () -] [FAX () -]	有 無	〒 [電話 () -] [FAX () -]
管理建築士	ふりがな 氏 名		有 無	(※改姓・改名による氏名変更があった場合に限る)
	一級、二級、木造の別			
	登録番号	(登録) 第 号		(登 録) 第 号
	管理建築士講習を修了した 年月日及び修了証番号	平成 年 月 日 第 号		平成 年 月 日 第 号
所属建築士			有 無	別紙2のとおり
理 由				
変更年月日		年 月 日		

[備考]

1. 氏名又は代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略できます。
2. ※欄は記入しないでください。
3. 「従前の登録事項」欄の「変更」の「無」に○をした事項がある場合は、当該事項の記載を省略できます。「有」の場合は、「従前」及び「変更後」の両方に記入してください。

※登録簿訂正 年 月 日

※受付印

※審査

所属建築士変更事項

1 新たに所属建築士となった者

氏名	一級建築士 二級建築士 または木造建築士の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士または木造建築士の場合)	構造設計一級建築士または設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証または設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日

2 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

氏名	一級建築士 二級建築士 または木造建築士の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士または木造建築士の場合)	構造設計一級建築士または設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証または設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日

3 集計

変更前			変更後		
計	一級建築士	名	計	一級建築士	名
	二級建築士	名		二級建築士	名
	木造建築士	名		木造建築士	名
	構造設計一級建築士	名		構造設計一級建築士	名
	設備設計一級建築士	名		設備設計一級建築士	名

備考

- 1 「新たに所属建築士となった者」欄は、資格等のほか所属年月日を記載すること。
- 2 「現行の所属建築士及び所属を外れた建築士」欄には、上記1に記載の建築士を除き業に携わるすべての建築士を記載し、退職や配置換え等で所属を外れた建築士はその年月日を記載すること。
- 3 「集計」欄の「変更前」には、上記1を除き、2に掲載の建築士の資格別にした人数を記載すること。また「変更後」は上記2の数値から外れた建築士を除き、1の建築士を加えた数を記載すること。
- 4 この1ページに書ききれない場合は適宜ページを加えて作成すること。

第13号様式（第44条）

一級
二級 建築士事務所廃業等届
木造

下記事由により建築士事務所を廃止しましたので、建築士法第23条の7の規程により、関係書類を添え、届け出ます。

年 月 日

届出義務者住所

氏 名 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

新潟県指定事務所登録機関

一般社団法人新潟県建築士事務所協会会長 様

登録年月日	年 月 日	登録番号	()第 号
建築士事務所	事務所の名称		
	所在地	〒	
	一級・二級・木造の別	建築士事務所	
開設者			
廃業の理由			
廃業年月日	年 月 日		
事務所と届出者との関係	1. 開設者本人 2. 相続人 3. 破産管財人 4. 合併解散時の代表役員 5. 破産等の清算人		

[備考]

1. ※印欄は記入しないでください。

※登録簿抹消	年 月 日
※受付印	※審査

第六号の二書式（第二十条の三関係）（A4）

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

新潟県知事様

平成 年 月 日

（ ）建築士事務所 新潟県知事登録（ ）第 号
名称
所在地
電話
建築士事務所の開設者の氏名又は名称

印

（今回提出する報告書）

事業開始年月日 平成 年 月 日から

事業終了年月日 平成 年 月 日まで

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

(第三面)

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合はその旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
計			一級建築士 二級建築士 木造建築士			名 名 名	名 名 名

